3　金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る事務所の店頭に掲示するものとする。

［一～三　略］

（臨時休業の届出等）

第百三十条　［略］

2　銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

二　銀行法第十五条第一項に規定する休日又は前条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間に、業務の全部又は一部を行う金庫の事務所において、当該休日又は時間における業務の全部又は一部を休止する場合

三　金庫の無人の事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

四　休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

五～七　［略］

3　銀行法第十六条第一項の規定により掲示する場合には、次の各号に掲げる掲示の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して事務所の店頭に掲示しなければならない。ただし、第二号に掲げる掲示については、その業務の全部又は一部の再開に関する情報が既に当該事務所の利用者に広範に提供されているときは、この限りでない。

一　銀行法第十六条第一項前段の規定による掲示　金庫が臨時にその業務の全部又は一部を休止した事務所においてその業務の全部又は一部を再開する日

二　銀行法第十六条第一項後段の規定による掲示　金庫が臨時にその業務の全部又は一部を休止した事務所においてその業務の全部又は一部を再開した日後一月を経過する日

3　金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る事務所の店頭に掲示するものとする。

［一～三　同上］

（臨時休業の届出等）

第百三十条　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

二　銀行法第十五条第一項に規定する金庫の休日に、業務の全部又は一部を行う金庫の事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三　金庫の無人の事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合を除く。）

［号を加える。］

四～六　［同上］

3　銀行法第十六条第一項の規定により掲示する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して営業所の店頭に掲示しなければならない。

一　銀行法第十六条第一項前段の規定による掲示　金庫が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開する日

二　銀行法第十六条第一項後段の規定による掲示　金庫が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開した日後一月を経過する日

4　銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

二　第二項第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当する場合

三　金庫のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により銀行法第十六条第一項の規定により公告すべき内容である情報を提供する場合

5　銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

二　第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

［号を削る。］

（特定信用金庫代理業者の休日の承認の申請等）

第百六十条の二　［略］

2　［略］

3　特定信用金庫代理業者は、令第十三条の三第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

［一・二　略］

（特定信用金庫代理業者の臨時休業の届出等）

第百六十二条　［略］

2　銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

二　銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する休日又は前条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間に、特定信用金庫代理行為に係る業務の全部又は一部を行う特定信用金庫代理業者の営業所又は事務所において、当該休日又は時間における業務の全部又は一部を休止する場合

4　［同上］

一　［同上］

二　第二項第二号又は第四号から第六号までのいずれかに該当する場合

三　休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されると確実に見込まれる場合

5　［同上］

一　［同上］

二　第二項第四号に該当する場合

三　休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されると確実に見込まれる場合

（特定信用金庫代理業者の休日の承認の申請等）

第百六十条の二　［同上］

2　［同上］

3　特定信用金庫代理業者は、令第十三条の三第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

［一・二　同上］

（特定信用金庫代理業者の臨時休業の届出等）

第百六十二条　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

二　銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用金庫代理業者の休日に、特定信用金庫代理行為に係る業務の全部又は一部を行う特定信用金庫代理業者の営業所又は事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合